

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	身体障害者手帳関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、身体障害者手帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和3年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳関係事務
②事務の概要	<p>・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、同法で定める対象者に身体障害者手帳を交付する。</p> <p>①身体障害者手帳の交付の申請受理、審査及び決定に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手等交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地を移したときの届出の受理、審査及び決定に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 ・番号法 第19条第8号 別表第二 10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9,11,12,12の2,14,20,21,22,28,29,30,31,42,43の4,53,55,59の2の各条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 福祉保健部障がい福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 福祉保健部障がい福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	酒井 仁	長田 和平	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成30年8月1日	I 5. ②所属長	障がい福祉課長 長田 和平	障がい福祉課長	事後	
平成30年12月26日	IV リスク管理			事後	新規入力
平成30年12月26日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	見直しによる訂正
平成31年3月22日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	中核市移行による
平成31年3月22日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		<p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号 別表第二 10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9,11,12,12の2,14,20,21,22,27,28,29,30,31,42,43の4,53,55,59の2の各条 	事前	中核市移行による
平成31年3月22日	I 2. 特定個人情報ファイル名	交付者情報ファイル	身体障害者手帳情報	事前	中核市移行による
令和3年11月24日	I - 1 - ②	<p>・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付又は再交付申請の受理、居住地等の記載事項変更の届出、返還の受理を行う。</p> <p>①身体障害者手帳の交付の申請受理、審査及び決定に関する事務(身体障害者福祉法第15条第1項)</p> <p>②身体障害者手帳の返還に関する事務(身体障害者福祉法第16条第1項)</p> <p>③身体障害者手等交付台帳の整備に関する事務(身体障害者福祉法施行令第9条第1項)</p> <p>④氏名の変更又は居住地を移したときの届出の受理、審査及び決定に関する事務(身体障害者福祉法施行令第9条第2項又は第4項)</p> <p>⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務(身体障害者福祉法施行令第10条第1項又は第3項)</p>	<p>・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、同法で定める対象者に身体障害者手帳を交付する。</p> <p>①身体障害者手帳の交付の申請受理、審査及び決定に関する事務</p> <p>②身体障害者手帳の返還に関する事務</p> <p>③身体障害者手等交付台帳の整備に関する事務</p> <p>④氏名の変更又は居住地を移したときの届出の受理、審査及び決定に関する事務</p> <p>⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>	事後	見直しによる訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月24日	I-4-②	<p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第7号 別表第二 10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9,11,12,12の2,14,20,21,22,27,28,29,30,31,42,43の4,53,55,59の2の各条 	<p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 別表第二 10,14,16,16の2,20,27,28,31,53,54,55,56の2,57,79,85の2,106,108,116の各項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9,11,12,12の2,14,20,21,22,28,29,30,31,42,43の4,53,55,59の2の各条 	事後	見直しによる訂正
令和3年11月24日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人が	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	見直しによる訂正
令和3年11月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	